

飛島村犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飛島村犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第1号）第8条の規定に基づく犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害（その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。）
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ当該負傷又は疾病の療養のために通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの
- (6) 精神疾患 犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつその症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察からの連絡等により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾

患を負った場合は、医師に重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給の額（以下「支給額」という。）及び支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合又は支給対象者が複数の支給を受けることとなる場合は、支給額の上限を30万円とする。

(1) 遺族支援金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有しない者を除く。）の遺族（次号及び第3号に定める支給の後、当該支援金の受給に係る犯罪行為を起因として死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有する次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病支援金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有する重傷病を負った犯罪被害者

(3) 精神療養支援金

ア 支給額 2万5,000円

イ 支給対象者 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有する精神疾患を負った犯罪被害者

2 前項に掲げる支援金について、支給対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに村内に居住している場合は、村内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により村内に住所を有している者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと村長が認める者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者と生計をともにしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者と生計をともにしていたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給対象となる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支援金を支給しないことができる場合）

第5条 村長は、次に掲げる場合は、支援金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者並びに養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であつたとき又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情か

ら判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。
(支援金の支給申請)

第6条 遺族支援金の支給の申請をしようとする者（以下この項において「遺族支援金申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、遺族支援金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族支援金申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本又は戸籍抄本その他の証明書
- (4) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族支援金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族支援金申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (6) 遺族支援金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍謄本又は戸籍抄本）
- (7) 遺族支援金申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計をともにしていた事実を認めることができる書類
- (8) 第1順位遺族が2人以上あるときは、犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- (9) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、

交通事故証明書等)

(10) その他村長が必要と認める書類

2 重傷病支援金及び精神療養支援金の支給の申請をしようとする者（以下この項において「重傷病支援金申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）支給申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、重傷病支援金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

(1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。精神療養支援金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であることを明記すること。）

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(4) その他村長が必要と認める書類
(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると村長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の支給決定)

第8条 村長は、第6条の規定による申請があったときは審査を行った後、支援金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 村長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、村長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、申請者の同意を得て、その審査に必要な限度で関係機関へ

の照会を行うことができる。

4 前項の規定は、支援金の支給決定後においても適用する。

(決定の取消し)

第9条 村長は、支援金の支給決定を受けた者が当該支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 村長は、支援金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は村長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。